

広陵町箸尾準工業地域企業誘致等検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 広陵町土地開発公社が造成した、箸尾準工業地域内における工業団地の分譲に関し、優良な企業を選定することを目的として、広陵町箸尾準工業地域企業誘致等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 進出企業の選定に関する事項
- (2) その他選定に関し必要な事項

(構成及び組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 2 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 町職員
- (3) 商工、環境、金融及び会計に関して識見を有する者
- (4) 町議会議員であって土地開発公社の理事又は監事である者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 会議は、非公開とする。

(報償)

第 7 条 第 3 条第 2 項第 3 号の委員に対する謝礼は、会議 1 回につき 8, 0 0 0 円とし、会議開催後毎に支払うものとする。ただし、1 回の会議時間が 4 時間未満となる場合は、半額を支払うものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、企業誘致担当課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。